

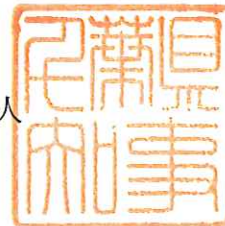
# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府大阪市住之江区新北島三丁目6番45号  
氏 名 木材開発株式会社  
代表取締役 正田 博

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和4年10月4日

許可の有効年月日 令和11年7月20日

複  
写  
無  
効

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

破碎による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 木くず、イ 繊維くず（廃畳に限る。）

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

## 2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

## 3 許可の条件

産業廃棄物の中間処理は、午前6時から午後12時までの18時間とし、処理施設及び建屋等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

## 4 許可の更新又は変更の状況

平成14年5月7日 新規許可

令和4年10月4日 更新許可（優良認定）

令和5年4月19日 変更届（代表者の変更）

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(以下余白)

## 許可証別紙

## 事業の用に供する全ての施設

| 施設の種類<br>(許可年月日及び許可番号)                                 | 処理能力又は保管量<br>(設置年月日)  | 数量 | 設置場所                     |
|--|---|----|--------------------------|
| 破砕施設<br>(施行令第7条第8号の2)<br>(平成16年3月25日、<br>第15-5-2-135号) | 木くず<br>360 t/日 (20t/時×18時間)<br>(平成16年4月26日)<br>繊維くず<br>40.1t/日 (2.23t/時×18時間)<br>(平成21年3月10日) | 1  | 千葉県市川市<br>本行徳<br>2554番13 |
| 木くずの保管施設   | 352 m <sup>2</sup><br>1,396 m <sup>3</sup>  | 1  |                          |
| 繊維くずの保管施設  | 24 m <sup>2</sup><br>60 m <sup>3</sup>  | 1  |                          |
| 残さ物の保管施設   | 11 m <sup>2</sup><br>16 m <sup>3</sup>  | 1  |                          |
| 処理後物(木くず及び繊維くず)の保管施設                                   | 49 m <sup>2</sup><br>440 m <sup>3</sup>   | 1  |                          |
| 処理後物(木くず及び繊維くず)の保管施設                                   | 47 m <sup>2</sup><br>426 m <sup>3</sup>   | 1  |                          |
| 処理後物(木くず及び繊維くず)の保管施設                                   | 39 m <sup>2</sup><br>355 m <sup>3</sup>   | 1  |                          |
| 木粉の保管施設  | 13 m <sup>2</sup><br>108 m <sup>3</sup>   | 1  |                          |
| 残さ物(鉄くず)の保管施設  | 3.0 m <sup>2</sup><br>1.7 m <sup>3</sup>  | 1  |                          |
| 残さ物(鉄くず)の保管施設  | 11 m <sup>2</sup><br>7.1 m <sup>3</sup>   | 1  |                          |

(以下余白)

